

お知らせ

— Information —

申・・・申し込み先

問・・・問い合わせ先

お知らせします

農業用暗渠排水設置 資材費補助について

▼補助の対象

①生産調整100%達成農家

②申請は年に一度限り

③補助対象となる圃場(はしゅう)については、生産調整の対象となる圃場に限りです。

④補助対象となる資材については、パイプ類および水閘(すいこう)です。

▼補助基準＝農業用暗渠の施工および補助基準は、30アール当たりおおむね400mの範囲内とします。

▼補助額＝消費税を除いた資材費分(上限8万8千円)

※工費は対象となりません。

▼申請方法＝谷和原庁舎農政課備え付けの書類を提出

▼申請期限＝平成20年3月14日(金)

▼申請先＝谷和原庁舎農政課

☎58・2111

(内線8150・8154)

つくば地域農業改良普及センターからのお知らせ

当普及センターでは、農業後継者や農業に参入したい方の「就農相談日」を設定しました。

月2回、第2と第4の木曜日の午後2時から午後5時までです。相談前には、事前に電話などでご連絡をお願いします。

市・農協・農林振興公社・普及センターの担当者チームが、皆様のお越しをお待ちしています。

▼お問い合わせ先

☎029・836・1109

FAX029・836・1816

中小企業基盤整備機構からのお知らせ

①経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまつたときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくつた共済制度です。

▼無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3千200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月掛金は税法上、必要経費または損金に算入できます。

▼小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社などの役員の方

が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくつた共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

▼この制度の特徴は、掛金が全額所得控除です。受け取る共済金も退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなります。

※詳しい内容のお問い合わせと加入申し込みは、商工会、商工会議所、金融機関の本支店の窓口で取り扱っています。

▼制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

▼独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室

☎050・5541・7171

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/>

茨城県租税債権管理機構

☎029・225・1221

<http://www.ibaraki-sozei.jp/>

は、Yahoo!オークション内の茨城県租税債権管理機構インターネット公売(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/ibaraki-sozei/>)にて、手続きとなりますのでご確認ください。

不動産公売に参加してみませんか

茨城県租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産を公売します。

詳細は、ホームページのインターネット公売にてご確認ください。なお、入札参加申し込み

は、1月29日(火)午後1時～1月31日(木)午後5時

▼公売の場所＝ヤフー株式会社

が提供するインターネット公売システム上

▼公売対象不動産

・場所＝小張

・土地＝2筆(宅地)

募集します

良い子を一緒に育てましょう!

市が誘致したこども園が開園!

スタッフ募集(正職員・パート)

保育補助、看護師、調理師、事務員、そのほか短時間でもお